

補助項目	補助事業内容	補助率及び限度
外国人人材活用支援事業	外国人(※1)を新たに雇用したとき	100分の50以内 雇用した外国人1人につき20万円限度 同一人一度限り
	雇用している外国人等(※2)に対して日本語教育を実施したとき	100分の50以内 10万円限度

(※1) 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第1の2の表の上欄の高度専門職、技術・人文知識・国際業務及び特定技能の在留資格をもって在留する者。

(※2) ※1及び出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の上欄の技能実習の在留資格をもって在留する者。

新居浜市中小企業振興条例

(外国人人材活用支援事業に対する補助)

第13条 市長は、中小企業者が経営の安定を図るため、外国人(市長が別に定める外国人に限る。以下この条において同じ。)を新たに雇用したとき、又は雇用している外国人及び市長が別に定める者(以下この条において外国人等という。)に対して日本語教育(外国人等が日本語を習得するために行われる教育をいう。以下この条において同じ。)を実施したときは、当該中小企業者に対し、補助金を交付することができる。

2 前項の補助金の額は、当該事業に要した経費のうち市長が必要と認める額の100分の50以内とし、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を限度とする。

- (1) 外国人を新たに雇用したとき 雇用した外国人1人につき 20万円
- (2) 雇用している外国人等に対して日本語教育を実施したとき 10万円

新居浜市中小企業振興条例施行規則

(外国人人材活用支援事業に係る外国人の範囲等)

第12条 条例第13条第1項に規定する市長が別に定める外国人は、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第1の2の表の上欄の高度専門職、技術・人文知識・国際業務及び特定技能の在留資格をもって在留する者とする。

2 条例第13条第1項に規定する市長が別に定める者は、出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の上欄の技能実習の在留資格をもって在留する者とする。

補助対象要件・詳細

- ・中小企業者(別表第1に定めるとおり)
- ・市内に住所を有する個人若しくは市内に本店を有する法人
- ・市税の滞納がないこと(法人、代表者)

申請の時期

- ・外国人材を新たに雇用した後もしくは費用支払後
- ・日本語教育を実施した後もしくは費用支払後

提出書類

- ・中小企業振興補助金交付申請書等(共通様式)
- ・法人登記簿謄本又は住民票抄本(原本)
- ・定款又は規約(写)
- ・納税証明書(市税)・・・法人と代表者の各1通(原本)
- ・外国人材の在留カードの写し
- ・労働条件通知書(写)(当該人材と雇用契約を締結したことが分かるもの)
- ・雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(写)

■外国人材を新たに雇用した場合

- ・外国人材の住民票
- ・外国人材の雇用に係る費用の内訳が確認できる書類の写し(契約書または申込書または請求書)
- ・外国人材の雇用に係る費用の支払いが確認できる領収書等の写し

■日本語教育を実施した場合

- ・日本語教育に係る費用の内訳が確認できる契約書または申込書・請求書の写し
- ・日本語教育に係る費用の支払いが確認できる領収書等の写し
- ・事業概要がわかるもの(スケジュール・概要・実施要領・パンフレット等の写し)
- ・受講者一覧表

■外国人材の雇用に係る経費(例)

- ・人材紹介料
- ・来日前の日本語教育や入国手続き等に係る費用
- ・在留資格変更手続き等に係る費用
- ・当該人材が渡航する際の渡航費
- ・採用面接時等の担当者の渡航費
- ・上記を委託する際の委託料

■日本語教育に係る経費(例)

- ・講師旅費
- ・講師謝金
- ・通訳謝金
- ・テキスト代
- ・受講料(WEB方式を含む)

注) その他、追加で書類の提出を依頼する場合があります。

注) 他の補助金との併用は不可。